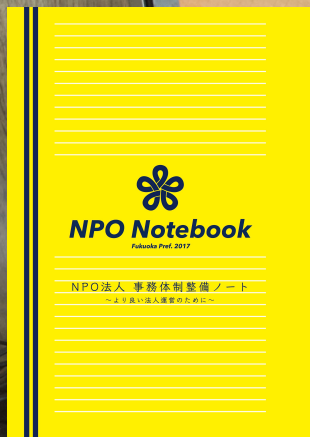


参加費無料
冊子お渡し



安心ですか？

NPO法人の事務

NPO法人事務体制整備ノート 活用講座

「年に1回の手続きは思い出すのが大変」「企業と同じだと思い込んでいた」「税理士などの専門家に相談するお金がない」「給与や謝金の払い方に不安」…という方などにオススメ！

NPO法人の「法務・労務・会計・税務」など、正解がしっかりあるにも関わらず「調べると大変で難しい」、「誰に聞いたらいいかわかりにくい」事項をわかりやすくまとめ、全国で大好評の「NPO法人事務体制整備ノート」。その活用方法について、執筆関係者が現場の実例を交えてお話しします。

北九州会場

2/24

- 日時 平成30年2月24日（土）
13:00～15:00（12:30開場）
- 場所 八幡西生涯学習総合センター
北九州市八幡西区黒崎3-15-3
コムシティ3F大会議室（定員50名）
- 登壇者
NPO法人改革プロジェクト 立花 祐平
認定NPO法人エコけん 平川 由記子
特例認定NPO法人アカツキ 永田 賢介



福岡会場

3/7

- 日時 平成30年3月7日（水）
19:00～21:00（18:30開場）
- 場所 福岡県NPO・ボランティアセンター
福岡市博多区吉塚本町13-50
5F会議室（定員50名）
- 登壇者
NPO法人フードバンク福岡 雪田 千春
認定NPO法人エコけん 平川 由記子
特例認定NPO法人アカツキ 永田 賢介



主催：福岡県

協力：北九州市

企画・運営：特例認定NPO法人アカツキ

講座内容について

- ・なぜ、NPO法人事務が重要な？～現場の声から～
- ・みんなで解決！事務のお悩み？共有ワーク
- ・こんなに便利！事務体制整備ノート活用のポイント

冊子の入手について

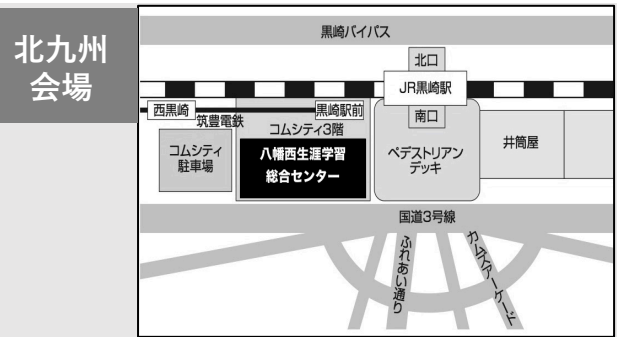
本講座に参加くださった方には「NPO法人事務体制整備ノート」を配布します。また、以下のホームページより、無償でPDFダウンロードいただくことも可能です。

- 福岡県NPO・ボランティアセンター
<http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/>
- 特例認定NPO法人アカツキ
<http://aka-tsuki.org/>

お申し込み／お問い合わせ

- メール・TEL・FAXいずれかにてお申込を受け付けます。
 以下の項目をご記入ください。
- ①団体名 ②お名前 ③参加日程 (2/24北九州 or 3/7福岡)
 - ④役職 (理事・監事・職員・正会員・その他等)
 - ⑤事務上のお悩み[任意]
- 福岡県NPO・ボランティアセンター認証班
 ■メール：nvc@pref.fukuoka.lg.jp
 ■TEL：092-631-4412 ■FAX：092-631-4413

<h3>2-1 各種保険の必要性判断基準</h3> <p>NPO法人法に定められた事項の一つであり、職員を雇用しようとする場合は、労働法に詳しい方から十分な説明を受ける必要があります。これは、雇用主を雇用主として、労働者を雇用主として扱います。</p> <p>労務管理に関する事項は、大きく「労務管理」と「雇用管理」の2つに分かれ、2つの側面から「労働法」が適用されます。</p> <p>社会保険（「健康保険」と「厚生年金」）が2つに分けられ、セットで加入する必要がある。どちらか一方のみ加入することはできません。これらの関係性を「労務管理」で把握します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>労働法</th> <th>労働法</th> <th>社会保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <th>役職</th> <th>加入義務</th> <th>加入方法</th> <th>加入時期</th> </tr> <tr> <td>理事長・役員</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> <td>○任意加入/任意加入</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> <td>○任意加入/任意加入</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> <td>○任意加入/任意加入</td> </tr> </table></td></tr></tbody> </table>		労働法	労働法	社会保険	<table border="1"> <tr> <th>役職</th> <th>加入義務</th> <th>加入方法</th> <th>加入時期</th> </tr> <tr> <td>理事長・役員</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> <td>○任意加入/任意加入</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> <td>○任意加入/任意加入</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> <td>○任意加入/任意加入</td> </tr> </table>	役職	加入義務	加入方法	加入時期	理事長・役員	○必須加入	○任意加入	○任意加入/任意加入	理事	○必須加入	○任意加入	○任意加入/任意加入	職員	○必須加入	○任意加入	○任意加入/任意加入	<table border="1"> <tr> <th>労働法</th> <th>労働法</th> <th>社会保険</th> </tr> <tr> <td>労働者</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> </tr> <tr> <td>労働者</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> </tr> <tr> <td>労働者</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> </tr> </table>	労働法	労働法	社会保険	労働者	○必須加入	○任意加入	労働者	○必須加入	○任意加入	労働者	○必須加入	○任意加入	<table border="1"> <tr> <th>労働法</th> <th>労働法</th> <th>社会保険</th> </tr> <tr> <td>労働者</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> </tr> <tr> <td>労働者</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> </tr> <tr> <td>労働者</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> </tr> </table>	労働法	労働法	社会保険	労働者	○必須加入	○任意加入	労働者	○必須加入	○任意加入	労働者	○必須加入	○任意加入
労働法	労働法	社会保険																																													
<table border="1"> <tr> <th>役職</th> <th>加入義務</th> <th>加入方法</th> <th>加入時期</th> </tr> <tr> <td>理事長・役員</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> <td>○任意加入/任意加入</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> <td>○任意加入/任意加入</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>○必須加入</td> <td>○任意加入</td> <td>○任意加入/任意加入</td> </tr> </table>	役職	加入義務	加入方法	加入時期	理事長・役員	○必須加入	○任意加入	○任意加入/任意加入	理事	○必須加入	○任意加入	○任意加入/任意加入	職員	○必須加入	○任意加入	○任意加入/任意加入																															
役職	加入義務	加入方法	加入時期																																												
理事長・役員	○必須加入	○任意加入	○任意加入/任意加入																																												
理事	○必須加入	○任意加入	○任意加入/任意加入																																												
職員	○必須加入	○任意加入	○任意加入/任意加入																																												
労働法	労働法	社会保険																																													
労働者	○必須加入	○任意加入																																													
労働者	○必須加入	○任意加入																																													
労働者	○必須加入	○任意加入																																													
労働法	労働法	社会保険																																													
労働者	○必須加入	○任意加入																																													
労働者	○必須加入	○任意加入																																													
労働者	○必須加入	○任意加入																																													

 2-2 労務管理 労働法に定められた事項の一つであり、職員を雇用しようとする場合は、労働法に詳しい方から十分な説明を受ける必要があります。これは、雇用主を雇用主として、労働者を雇用主として扱います。 労務管理に関する事項は、大きく「労務管理」と「雇用管理」の2つに分かれ、2つの側面から「労働法」が適用されます。 社会保険（「健康保険」と「厚生年金」）が2つに分けられ、セットで加入する必要がある。どちらか一方のみ加入することはできません。これらの関係性を「労務管理」で把握します。 労働法に定められた事項の一つであり、職員を雇用しようとする場合は、労働法に詳しい方から十分な説明を受ける必要があります。これは、雇用主を雇用主として、労働者を雇用主として扱います。 労務管理に関する事項は、大きく「労務管理」と「雇用管理」の2つに分かれ、2つの側面から「労働法」が適用されます。 社会保険（「健康保険」と「厚生年金」）が2つに分けられ、セットで加入する必要がある。どちらか一方のみ加入することはできません。これらの関係性を「労務管理」で把握します。 || 4-3 所得税の源泉徴収 **所得税の源泉徴収と納付** NPO法人を運営する際に発生してはくべき税金は、法人に対して課税されるものだけがありません。個人への所得や所得と連動した課税制度に於ける個人の所得税に於いては、「源泉徴収」として、支払った者が納税義務を負います。個人の所得税を納税する義務があります。個人で納税して納税者と見られると、法人に支払った源泉徴収金に引当りがかかります。 源泉徴収は、支払った者の所得や個人所得の額によって区分され、それぞれによって異なる税率がかかります。法人と個人に課税される場合、また源泉徴収金に連動して源泉徴収金に連動して課税される場合があります。また、源泉徴収金に連動して源泉徴収金に連動して課税される場合があります。 **源泉所得税の区分別課税フローチャート** 源泉所得税の区分別課税フローチャートは、個人所得と法人所得の区分、税率、課税方法などを示しています。 | | 福岡県内でNPO法人が必要とする主な問い合わせ窓口一覧 (中略) **所轄庁** | 名称 | 住所 | 担当 | |----------|-----------|-----| | 福岡県庁 | 福岡県福岡市中央区 | 総務課 | | 福岡市役所 | 福岡市中央区 | 総務課 | | 福岡市東区役所 | 福岡市東区 | 総務課 | | 福岡市南区役所 | 福岡市南区 | 総務課 | | 福岡市西区役所 | 福岡市西区 | 総務課 | | 福岡市南区役所 | 福岡市南区 | 総務課 | | 福岡市東区役所 | 福岡市東区 | 総務課 | | 福岡市中央区役所 | 福岡市中央区 | 総務課 | **法務局** | 名称 | 住所 | 担当 | |-----------|--------|-----| | 福岡市中央区法務局 | 福岡市中央区 | 法務課 | | 福岡市東区法務局 | 福岡市東区 | 法務課 | | 福岡市南区法務局 | 福岡市南区 | 法務課 | | 福岡市西区法務局 | 福岡市西区 | 法務課 | | 福岡市南区法務局 | 福岡市南区 | 法務課 | | 福岡市東区法務局 | 福岡市東区 | 法務課 | | 福岡市中央区法務局 | 福岡市中央区 | 法務課 | |


*会場「コムシティ」駐車場利用可 (有料)



*会場駐車場利用不可

FAX送信用記入欄

- ①団体名
- ②お名前
- ③参加日程 (2/24北九州 or 3/7福岡)
- ④役職 (理事・監事・職員・正会員・その他等)
- ⑤事務上のお悩み[任意]

092-631-4413